

学校法人東京成徳学園役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京成徳学園（以下「学園」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員の報酬、手当、退職金、費用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 職員理事とは、学園の専任教職員としての給与を支給している理事をいう。教職員が理事となったときは、教職員としての身分は継続し、理事在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- 三 非常勤理事とは、前号以外の理事をいう。
- 四 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- 五 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬を支払い、役員としての賞与及び退職金は原則として支給しない。ただし、在任期間、功績等が極めて顕著であると認められる役員に対して、理事会の決定により、役員退職金を支給することができる。

2 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。

3 理事が評議員を兼ねる場合は、評議員としての報酬等は支給しない。

(報酬額の算定方法)

第4条 職員理事、非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 新たに理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。ただし、月の15日を過ぎて就任した場合、翌月からの支給とする。

3 理事若しくは監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、月の15日を過ぎる場合は、当月までの報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事及び監事の報酬等の支給日、支給方法については、銀行振込の方法により月末日に行う。月末日が銀行休業日の場合は、前銀行営業日とする。

2 理事及び監事の日当並びに費用（交通費）は、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、別表2並びに別表3により支給する。ただし、まとめて支給するものとし、支給方法は前項によるほか、支給日について、止むを得ない場合には前項によらず別途定めることができる。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表3により交通費を支給する他、別に定める旅費規程により旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等を支給することができる。ただし、重ねては支給しない。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１ 月額報酬表

役 職	非常勤理事	職員理事
理 事 長	75,000 円	22,500 円
副理事長	65,000 円	19,500 円
常務理事	58,000 円	17,400 円
理 事	50,000 円	15,000 円

監 事	65,000 円
-----	----------

別表第２ 日当表

役 職	非常勤理事	職員理事
理事（理事長を含む）	22,222 円	11,111 円
監 事	22,222 円	11,111 円

別表第３ 交通費

交通費（１回あたり）			
原則実費とし、会議場所等と住所が１００ｋｍ以上離れている場合は新幹線を利用できる。 ただし、次の基準により支給することもできる。			
・	会議場所等と住所または勤務地が徒歩圏である場合	支給せず	
・	〃	同一都道府県である場合	5,555 円
・	〃	異なる都道府県である場合	11,111 円